

「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」等の見直しに関する
ワーキング・グループ（第 26 回）

平成 27 年 12 月 21 日（月）午前 10 時 00 分
日本証券業協会 第 4 会議室

議 案

1. 景品類の提供に係る検討事項について
2. その他

以 上

景品類として有価証券を提供する行為に係る留意事項について（たたき台）

平成 27 年 12 月 21 日

日本証券業協会 自主規制企画部

1. 景品類として有価証券を提供する行為について

景品類として有価証券を提供する行為は、①顧客の有価証券の取得の前後に、協会員から顧客へ景品類として買付代金等を提供することを通じて、実質的に有価証券を提供する行為（以下、「買付代金等プレゼント」という。）及び②景品類となる有価証券を金融商品取引契約によらず、協会員から顧客へ直接提供する行為（以下、「直接プレゼント」という。）に大別される。

「不当景品類及び不当表示防止法」（以下、「景品表示法」という。）及び関係告示において、金銭及び有価証券は景品類の例として示されていることから、提供方法や提供条件が景品表示法に則っている限りにおいて、これらの行為が否定されるものではない。

しかしながら、協会員は、景品表示法に加え金融商品取引法（以下、「金商法」という。）等の法令諸規則を遵守し、適切な業務管理態勢・顧客管理等のもとで、投資家保護に資するため、当該行為の実施にあたっては以下の事項に留意する必要があると考える。

2-1. 買付代金等プレゼントについて

(イ) 広告規制

景品類の提供の条件や内容等について適切に表示をし、虚偽又は誤解を生ぜしめるべき表示は行わないこと。例えば、景品類として買付代金等を提供しているのであれば、「〇〇株式プレゼント」と表示することは必ずしも正確な表示とは言えない。また、いわゆる「キャッシュバック」は景品表示法上、顧客が支払った代金の割戻しであり、取引通念上妥当と認められる基準に従って行われる場合は、値引きと認められる経済上の利益に該当し、景品規制の対象外である。一方、割戻した代金の用途を制限する場合には、景品規制の対象となるため、「買付代金等キャッシュバック」と表示することは、あたかも景品規制対象外の「キャッシュバック」を想起させるおそれもあり、必ずしも適切な表示であるとは言えない。以上を踏まえ、「買付代金等プレゼント」等の実態を反映した表示とすること。

また、提供の対象となる特定かつ少数の有価証券について、当該有価証券が他の有価証券や他の銘柄より著しく優れているように誤解させるような表示は行わないこと。

(ロ) 景品規制

景品表示法において、提供される景品類の価額は、仕入れ値ではなく市価（販売価格）とされているところ、有価証券を提供する場合には提供時の時価が提供価額となると考えられる。したがって、景品類の提供の条件等によっては、有価証券の価格変

動も影響し得ることを加味し、景品類の提供においては、総付景品や一般懸賞それぞれについて、提供できる景品類の価額の制限が定められているため、それらの範囲での提供となるようにすること。

(ハ) 取引誘引性及び公正な価格形成

広告等に関する指針では、取引誘引性及び公正な価格形成の観点から、エクイティもの（株式、新株予約権付社債等）及び REIT については、特定かつ少数の銘柄の取引と関連させた景品類の提供を行うべきではないとしている。買付代金等プレゼントにおいても、買付代金等の提供を通じて、顧客と特定かつ少数の銘柄の取引が行われるのであれば、同様の理由から行われるべきではないこと。

エクイティもの及び REIT 以外においても、公正な価格形成に影響があるような有価証券に買付代金等を提供することは行われるべきではないこと。また、景品類の提供を受ける条件として、特定かつ少数の有価証券の買付を謳うことで、強い取引誘引性を持ち、投資判断にも影響を与えるのであれば、行われるべきではないこと。

(ニ) 有価証券の商品説明、適合性の確認

顧客は、金融商品取引契約を通じて有価証券を取得するため、適合性原則に則って当該有価証券に係る商品説明を行う必要があること。

特に、顧客が取得する有価証券（景品類の提供を受ける条件を満たすために取得する有価証券を含む。）が特定される場合は、当該有価証券が顧客の属性等（投資経験や投資目的等）に適合したものである必要がある。

なお、顧客は買付代金等の提供を通じて個別商品の購入を行うこととなるが、当該景品類の提供に係る告知が営業員によって行われる場合、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）」（以下、「ガイドライン」という。）における「勧誘」（個別商品の買付けに関する説明）として、ガイドラインの適用を受けるおそれがあること。

(ホ) 契約締結前交付書面（目論見書等）の交付

顧客は、金融商品取引契約を通じて有価証券を取得することとなる。したがって、金商法等で求められる書面の交付等を行う必要があること。

(ヘ) 帳簿書類

顧客は、金融商品取引契約を通じて有価証券を取得することとなる。したがって、金商法等で求められる注文伝票等の帳簿書類を作成する必要があること。

(ト) 取得価額、所得税法

顧客は、金融商品取引契約を通じて有価証券を取得することとなるが、取得日、取得価額や、所得税法等がどのように適用されるのか整理する必要があること。

2-2. 直接プレゼントについて

直接プレゼントについても景品類の提供が適切に行われるよう、上記2-1のそれぞれ

の事項に関して留意すべきである。しかしながら、直接プレゼントにおいては金融商品取引契約に基づかず顧客に有価証券を取得させることになると考えられるため、(へ)については、帳簿書類の適切な起票、並びにそれに基づく会計処理の適正性を確保したうえで実行しなければならない。また(ト)については、顧客におけるデメリットについても十分に説明しなければならない。直接プレゼントによって有価証券が顧客の一般口座へ入庫された場合には、景品類の提供総額が少額であったとしても、当該有価証券の売却によって顧客が確定申告を行わなければならない場合があることから、その旨を顧客に説明し、同意を得る必要がある。

したがって、以上の点について、適切に業務運営できるための整理が困難であると考えられ、また顧客に提供する景品類としても適切と思われなため、直接プレゼント（景品類として有価証券を提供する行為）は行わないこととする。

以上

「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」等の見直しに関する
ワーキング・グループにおける景品類の提供に係る検討事項について

平成 27 年 12 月 21 日

日本証券業協会 自主規制企画部

景品類の提供に係る検討事項について、以下のとおり整理することとしたい。

1. 主な検討事項

- (1) 景品類として有価証券を提供する行為について
- (2) 「取引の価額」の考え方について
- (3) その他の問題提起事項（未成年口座に関する景品類の提供等）について

2－1. 景品類として有価証券を提供する行為について

(1) 問題点

景品類として、直接又は実質的に株式や投資信託等の有価証券を顧客に提供する行為への懸念。

⇒ 投資促進につながる等の意見があった一方、景品類（有価証券）についての説明義務、適合性の原則等、懸念する点があるとの意見が寄せられた。

(2) 対応策

① 現行の取扱いを維持する（各社の裁量に任せる）。

② 自主規制として何かしらの規則を作成する。

（イ）公正競争規約の作成をする（独禁法上の懸念なし）。

（ロ）協会員通知をするとともに「広告等に関する指針」にも記載を設ける
（独禁法上の懸念あり）。

(3) 検討の方向性

景品類として有価証券を提供する行為について、留意事項等を取りまとめ、協会員通知を発信することとする。

なお、公正競争規約によらないため、当該留意事項等が、独禁法上問題とならないことを当局（消費者庁等）に確認する必要がある。

・・・ 【別紙 1】

2－2. 「取引の価額」の考え方について

(1) 問題点

- ①株式等の委託取引は委託手数料、投資信託（MR Fを含む。）等の非委託取引は受渡代金と整理していることについて

⇒（論点）再整理を行う必要はあるか。

・・・ 【別紙2】

<補足>

日証協が課徴金制度における売上高を「営業収益」と主張していることについて、現行の「取引の価額」の考え方と課徴金制度における売上高の考え方が一致していない状況である。

(2) 対応策

- ①現行の取扱いを維持する。
- ②当局（消費者庁）へ告示の解釈照会を行い、協会員通知を発出する。

・・・ 【別紙3】

2－3. その他の問題提起事項（未成年口座に関する景品類の提供等）について

(1) 問題点

- ①来年よりジュニアN I S A制度が開始されることから、未成年口座に係るキャンペーン等が協会員において行われることが想定される（一部協会員において、既に実施している）が、「通常行われる取引価額のうち最低のもの」を算出するほど十分な実績のない中で、適正な景品類の提供が実施できるのか。
- ②その他、正常な商慣習の考え方等について整理及び周知をする必要がないか。

(2) 対応策

- ①現行の取扱いを維持する。
- ②当局（消費者庁）へ告示の解釈照会を行い、協会員通知を発出する。

・・・ 【別紙4】

以上

【ご相談】景品類として有価証券を提供する行為について（検討案）

平成 27 年 12 月

日本証券業協会 自主規制企画部

1. 照会事項

昨今、複数の協会員において、景品類として、直接又は実質的に株式や投資信託等の有価証券を顧客に提供するキャンペーンが実施されている。告示上、景品類として「公社債、株券、商品券その他の有価証券」が定義されており、そのような提供行為は制限されていない。

しかしながら、当該提供行為は制限されていないものの、顧客が有価証券を保有することとなるのであれば、金融商品取引法（以下、「金商法」という。）の趣旨を踏まえ、金融商品取引業者等の責務として、適合性の原則に則り、また、説明義務の履行等により、適切な顧客管理・投資勧誘等のもとに行われる必要があると考える。

そのような考えに則れば、例え景品類として有価証券を提供する行為自体が告示上認められているとしても、本協会が自主規制団体として、①当該行為を禁止すること、又は②当該行為に係る留意事項等を示すことで当該行為を制限することは、投資者保護をその目的の一つとする金商法の趣旨に鑑みても直ちに独禁法上問題になるとは考えられない。したがって、金商法の趣旨に則った限りにおいては、当該行為に関する制限等は独禁法に抵触しないという理解で問題がないか確認をしたい。

2. 照会事項に係る補足事項

本協会は金商法の定めに基づく自主規制団体であり、「広告等の表示および景品類の提供に関する規則」を始め、金商法の目的を達成するために様々な規則を制定し、自主規制に取り組んでいる。

そして、本協会には、第一種金融商品取引業者のすべてが加入しており、また、登録金融機関も加入し、当該規則等を遵守している。また、本協会に加入していない登録金融機関においては、金融庁（財務局を含む）により、本協会規則と同等の内部管理体制を構築していることが監督されており、その中には広告等に関する自主規制も含まれている。したがって、本協会の自主規制は、不当に協会員以外の者を排除することにはならない。

また、本協会規則や広告等に関する指針等のガイドラインの改正等は、本協会事務局が単独で行うものではなく、協会員から選任されたメンバーで構成されるワーキング・グループで議論を行ったうえで決定がされる。

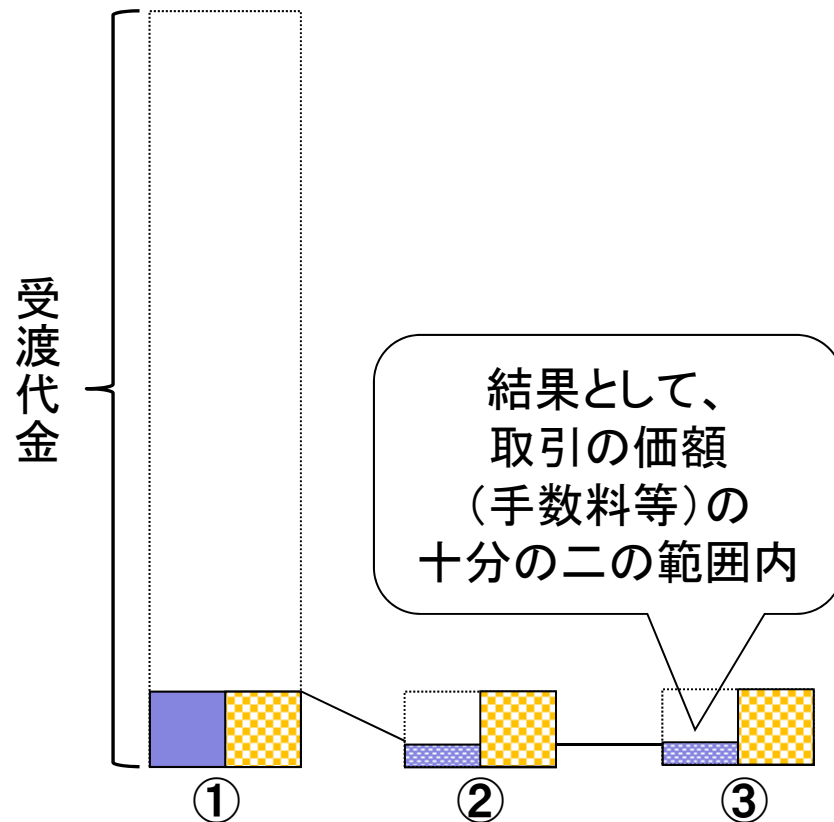
本件に係る自主規制については、協会員に対する通知発出及び広告等に関する指針への明記により周知することを想定しているが、これら対応は、通常、全協会員への意見募集（メンバーズ・コメントの実施）を伴わないが、独禁法への抵触を回避するために必要と判断されるのであれば、進んでメンバーズ・コメントの実施を図りたい。

以上

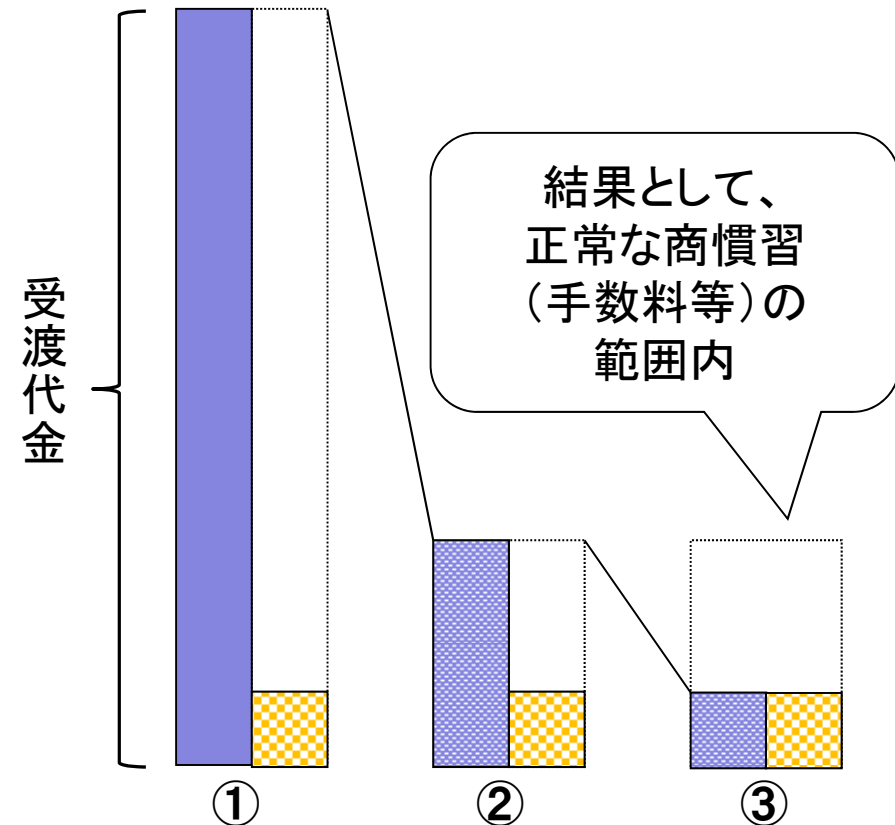
総付景品における上限の考え方

- ①取引の価額  の、②十分の二で、
③正常な商慣習に照らして適当と認められる限度(手数料等 )

<株式等の委託取引>



<投信等の非委託取引>



景品類の提供に係る「取引の価額」について（検討案）

平成 27 年 12 月

日本証券業協会 自主規制企画部

景品類の提供を行う場合に、その提供できる上限額を考えるにあたっては、その算定基準となる当該提供に係る「取引の価額」を計算する必要がある。

金融商品取引業者においては、「取引の価額」については、過去に、委託取引については委託手数料であることを、委託取引ではないものについては受渡代金であることを公正取引委員会に確認し、その考え方で今日に至っている¹。

したがって、委託取引である株式等と非委託取引である投資信託等を比較した際に、「取引の価額」が、一方は委託手数料、もう一方は受渡代金であるため、その価額は当然後者が著しく大きくなっており、景品提供に際して公平性を欠く状況にあるとも言える。また、昨今議論が行われている広告等の課徴金制度導入においては、課徴金の額を売上額の 3 % とする案となっており、売上高とは基本的には販売金額であるとされているところであるが、証券界において売上額とは売買金額ではなく営業収益であり、投資信託であれば販売手数料等、債券の場合は売買価格のスプレッド等とすべきである旨、金融庁を通じて消費者庁に伝えているところである。

ここで、同じ景表法関係の話として、非委託取引について、景品類の提供の「取引の価額」は受渡代金であるとしつつ、一方で表示に係る課徴金制度では営業収益であるから手数料等であると主張する、という矛盾とも見える状況は必ずしも証券界にとって好ましくないと考えられる。昨今の状況を踏まえ、改めて、「取引の価額」の取扱について整理したい。

1. 整理事項の概要

商品別・取引種別の「取引の価額」について

株式等といった商品別、募集・売買といった取引種別に「取引の価額」の整理をする。

¹ 「景品類の算定基準となる『取引価額』の取扱いについて」（日証協（審）7 第 51 号）、「景品類の算定基準となる『取引価額』の株式等に係る場合の取扱いについて」（日証協（審）8 第 10 号）参照。

2-1. 商品別・取引種別の「取引の価額」について

商品別・取引種別の「取引の価額」について、有価証券関連業における企業会計上の売上高の概念となる「営業収益」とする。

< 商品別・取引種別の「取引の価額」一覧表 >

取引 \ 商品	-	株式等	債券	投資信託	デリバティブ取引
募集、売出し等 (非委託取引)	現行	受渡代金	受渡代金	受渡代金	-
	整理後	営業収益			-
売買 (非委託取引)	現行	受渡代金(累 投、ミニ株)	受渡代金(店頭 取引)	受渡代金(店頭 取引)	例示なし
	整理後	営業収益			
売買 (委託取引)	現行	委託手数料	委託手数料(上 場債券に限る)	委託手数料(上 場投信に限る)	例示なし
	整理後	営業収益			

2-2. 商品別の営業収益の考え方について

上記において、「取引の価額」について、企業会計上の売上となる「営業収益」と整理したが、具体的な内容については、下記を参考とすること。なお、下記に加えて、各種口座管理料を加えて取引の価額とすることができる。

(1) 株式等について（信用取引を含む）

(イ) 募集、売出し等

- ・当該行為により、発行会社等又は売出し人等から受け入れる手数料の総額から導き出される当該取引に係る手数料額

(ロ) 売買

- ・委託取引においては、委託手数料
- ・店頭取引においては当該取引によって生じる利益相当額。ただし、個別性が高いため、委託手数料率に集約することを検討してはどうか。

(ハ) 信用取引

- ・売買に関する手数料に取引により見込まれる金利収入等を加算することができる。

(2) 債券について

(イ) 募集、売出し等

- ・当該行為により、発行会社等又は売出し人等から受け入れる手数料総額から導き出される当該取引に係る手数料額

(ロ) 売買

- ・相対取引における売買価格差（スプレッド）を参考として、自社で想定され

る一般的な収益額（率）を基準値として各社で定めてはどうか。取引の内容により、個別に算出することも可。

- ・外貨建て債券における為替スプレッドを参考として、一般的な収益額（率）を基準値として各社で定めてはどうか。取引の内容により、個別に算出することも可。

（３）投資信託について（上場投資信託は（１）株式に準じる）

（イ）募集、売出し等

- ・販売手数料
- ・信託報酬等（ただし、提供の条件に保有期間を設ける等、当該営業収益が合理的に見込める必要がある。）

（ロ）売買

- ・買取請求に係る手数料

（４）デリバティブ取引について

（イ）口座開設

- ・デリバティブ取引口座開設後に見込まれる当該取引口座から得られる収益のうち最低のもの

（ロ）市場デリバティブ取引の売買等

- ・契約締結前交付書面等で示す手数料額等により算出される金額

（ハ）店頭デリバティブ取引

- ・当該取引を実施することにより見込まれる自社の収益額。基準となる収益率をあらかじめ設定しておくことも可とすることを検討してはどうか。

３．今後の対応について

協会員においては、今後新たに景品類の提供を考える際は、上記整理で対応することとしてはどうか。また、過去に行った景品類の提供について遡って、当該整理に則した対応までを求めることはないが、現在、実施している景品類の提供が、当該整理に照らして、著しく過大な景品提供となる場合は、自社において対応を検討することが望ましいと考える。

以上

未成年者に対する景品類の提供等に係る検討事項について（検討案）

平成 27 年 12 月

日本証券業協会 自主規制企画部

来年よりジュニア N I S A 制度が開始されることから、未成年口座に係るキャンペーン等が協会員において行われることが想定されるが、その際、未成年口座開設を条件として景品類の提供を行う場合、N I S A 口座と同様に、「取引の価額」は各社の顧客の取引実績や自社又は外部情報ベンダー等による市場調査に基づいて「通常行われる取引価額のうち最低のもの」とすることが可能であると考えられる。

しかしながら、証券界においては、元本保証型の商品を除き、未成年者との取引について、あまり積極的に行ってこなかった経緯がある。むしろ、未成年者取引においては、親権者等による取引の取消のリスクが潜在することから、代理取引等の運用方法を始め、各社においては様々な規定を設けながら慎重に対応してきたと思われる。

したがって、「通常行われる取引価額のうち最低のもの」を算出するほど十分な実績のない中で、適正な景品類の提供が実施できるのか疑念があるため、改めて「通常行われる取引価額のうち最低のもの」及び「正常な商慣習に照らして適当と認められる限度」の考え方について整理し、協会員においてより適正な景品類の提供が実施できるようにしたい。

1. 整理事項の概要**(1) 購入を条件としない場合等の「取引の価額」について**

購入を条件としない場合等の「通常行われる取引のうち最低のもの」の考え方について整理する。(2-1)

(2) 正常な商慣習に照らして適当と認められる限度について (2-2)

2-1. 購入を条件としない場合等の「取引の価額」について

告示『「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について』第1項(1)において、「取引の価額」について、購入額に応じて景品類を提供する場合は、当該購入額を「取引の価額」とすることとされている。そして、同告示同項(2)において、購入額の多少を問わないで景品類を提供する場合の「取引の価額」は、原則として百円とし、ただし、当該景品類提供の対象商品又は役務について通常行われる取引の価額のうち最低のものが百円を超えると認められるときは、当該最低のものを「取引の価額」とすることができる。とされている。

金融商品取引業者等においては、口座開設等を条件に景品類を提供する場合は、当該口座において「通常行われる取引の価額のうち最低のもの」を「取引の価額」として計算し、景品類を提供している。この「通常行われる取引の価額のうち最低のもの」につき、下記の観点からその考え方を整理する。なお、取引価額の算出は上記のとおり、「通常行われる取引の価額のうち最低のもの」を基準とするのであって、「取引の平均額」ではないことに留意が必要である。

(1) 「最低のもの」の考え方

口座開設等を条件として「通常行われる取引の価額のうち最低のもの」を考える際に、協会員においては、自社の過去の顧客取引データ等（実績値）を用い、当該条件に見合うものを算定することが想定される。その際、「通常行われる取引」であるから、当該データ等からは、「通常行われる取引」ではないと判断できるものがあれば、算定対象から除くことができる。

「通常行われる取引」ではないと判断する水準については、一律に定義づけるものではないが、例えば当該データ等における平均取引回数等を勘案し、その数値から著しくかい離する（取引の少ない）顧客のデータを算定対象から除最低の取引金額を算出することが考えられる。ただし、除外できる範囲は、多くとも下位 20%程度にとどめるべきと考えられる。

(2) 将来の見込取引の考え方

「通常行われる取引」について、将来どの程度の期間を通じて取引が行われるか取引見込を考える必要がある。口座開設等を条件としているが、そこから見込める将来の取引は相当程度現実的に見込めるものである必要がある。

したがって、将来の取引見込については、その期間は例えば1年間と設定することが考えられる。ただし、各社において将来の取引見込の期間が現実的に見込めると判断できるのであれば1年を超えて将来の取引見込を算定することは妨げない。

なお、将来の取引を見込んで顧客へ口座開設時等に景品類の提供を行っているため、当該期間内において当該将来の取引を対象として、当該顧客に対し、他のキャンペーン等によって総付景品を提供するにあたっては、すでに提供した景品金額と新たなキ

キャンペーン等により提供する景品金額の合計額が、当該口座開設時等に算定した、提供できる景品類の価額の上限を超えて提供することはできず、あくまで、当該期間内においては、当該上限の範囲内での景品類の提供としなければならないことに留意する。したがって、どの顧客に対してどのような計算根拠で景品提供を行ったかについて記録しておく必要があると考えられる。

2－2. 正常な商慣習に照らして適当と認められる限度について

(1) 背景

総付景品告示では、総付景品における景品類の提供は、「取引の価額」の十分の二の金額の範囲内であって、「正常な商慣習に照らして適当と認められる」限度を超えてはならないとされている。

ここでいう、「正常な商慣習に照らして適当と認められる」については、「N I S A 口座開設等にあたっての景品類の提供等に関する考え方について（改訂第3版）」＜平成26年4月3日付 日証協（自）26第7号＞において、例えば投資信託の取引を対象とする場合について、手数料相当額を超えるような額の景品を提供することは、一般的に正常な商慣習であるとは言えないと考える旨の記載がある。

当該「正常な商慣習に照らして適当と認められる」に係る記載は、N I S A 口座開設に限定したものではないが、「正常な商慣習に照らして適当と認められる」ものについて、手数料の範囲内とすべきと示している日証協の考えが上記協会員通知のみであることから、協会員においては、N I S A 口座開設以外での総付景品について、「正常な商慣習に照らして適当と認められる」限度の範囲内で行うべき認識がなされていないのではとの疑念があり、改めて整理し、周知したい。

(2) 考え方

総付景品を行う場合に、当該総付景品に係る「取引の価額」に紐づく手数料等を超えるような額の景品類を提供することは、一般的に正常な商慣習であるとは言えない。

例えば、有価証券の買付けを条件とする総付景品を行う場合、当該買付けから生じ得ると合理的に計算できる手数料等の範囲を超えて景品類の提供を行うことは、一般的に正常な商慣習であるとは言えない。

3. 今後の対応について

協会員においては、今後新たに景品類の提供を考える際は、上記整理で対応することとしてはどうか。また、過去に行った景品類の提供について遡って、当該整理に則した対応までを求めることはないが、現在、実施している景品類の提供が、当該整理に照らして、著しく過大な景品提供となる場合は、自社において対応を検討することが望ましいと考える。

以上